

不適合業務管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）の認定に関する業務において生じる不適合業務（顕在していないが、現在の状態を続けると不適合が生じる可能性が高い潜在的な不適合事項を含む）について、その取り扱い、是正措置及び予防措置を行うために必要な手順を定めることにより有機認定に関する業務の適正化を図ることを目的とする。

(当財団の責務)

第2条 理事長は、不適合業務が発生したときは、その原因を究明し、実態を是正し、再発防止のための措置を講じなければならない。

2 理事長は、不適合業務が発生しないよう、検査員、判定員並びに関係職員の業務内容を把握し、必要な指示及び助言、研修等を実施することによりその予防に努めなければならない。

(不適合業務の管理)

第3条 不適合業務の管理の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 不適合業務の管理に関する責任者は、認定事務局長とする。
- (2) 内部監査、（独）農林水産消費安全技術センターによる監査又は日常業務等において不適合（クレーム処理で発見された不適合を含む）を発見した者は、その不適合を直ちに認定事務局長に報告する。
- (3) 認定事務局長は、不適合の重大さを評価し、本規程を適用すべきかを判断する。適用すべきと判断した場合のみ、認定事務局長は認定事務局員の中から即時処置担当者及び是正処置責任者を選任し、下記に定める通り、不適合業務の是正を実施させる。

(即時処置)

第4条 即時処置の手順は、以下の通りとする。

- (1) 即時処置担当者は、すみやかに不適合業務の即時処置を実施する。
- (2) 同担当者は「不適合業務即時処置報告書」を作成し、認定事務局長に報告する。
- (2) 認定事務局長は、報告書を確認し、適切に即時処置が行われたことを確認する。

(是正処置)

第5条 不適合業務の是正処置の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 是正処置責任者は、「不適合業務即時処置報告書」の内容を確認し、すみやかに不適合業務の原因を究明し、再発防止を図る。また同責任者は必要に応じて

遡及処置及び水平展開を行う。

- (2) 同責任者はすみやかに「不適合業務是正処置報告書」を作成し、認定事務局長に報告する。
- (3) 認定事務局長は、報告書を確認し、是正措置の妥当性を確認する。
- (4) 認定事務局長は、是正処置が実施された後、その是正措置が問題の解決に効果的であることを確認するため、是正措置の結果を監視する。
- (5) 再発防止処置に関し、認定業務規程又は諸規程等の文書の変更が必要な場合、変更を行う。
- (6) 不適合業務是正の内容について、必要に応じて役職員、認定に関する業務に従事する者、認定事業者等に対し、文書、研修、講習会等で周知し、再発の防止を図るものとする。

(報告)

第6条 認定事務局長は、不適合業務の是正が完了したら、その内容について理事長に報告する。

(予防処置)

第7条 内部監査、(独)農林水産消費安全技術センターによる監査又は日常業務等において、不適合業務が発生する可能性が発見された場合、認定事務局長は不適合業務の発生を未然に防ぐために適切に防止措置を図る。

- 2 認定事務局員は日ごろの認定業務の中で、潜在的な不適合を見出した場合は、認定事務局長に報告する。
- 3 認定事務局長は報告を受けた潜在的な不適合の原因を特定する。
- 4 認定事務局長はその不適合を予防する処置が必要かどうかを評価する。
- 5 予防処置が必要と判断した場合は、適切な処置を決定し実行に移すと共にその結果を記録に残すものとする。
- 6 認定事務局長は一定期間を経てから、実施した予防措置が有効であったかについて評価を行う。

(周知と再発防止)

第8条 この規程に定めることのほか、不適合業務の管理について必要な事項については、理事長が必要に応じて別に定める。

(附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より適用する。
2. 平成22年4月13日一部改訂(この一部改訂は平成22年5月11日より施行する)。
3. 平成24年8月30日一部改訂(この一部改訂は平成24年9月9日より施行する)。
4. 平成25年9月8日一部改訂(この一部改訂は平成25年9月8日より施行する)。